

和光市指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定に係る同意等についての基本方針

(目的)

第1条 この方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項第4号（法第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。）及び法第115条の12第2項第4号（法第115条の21において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意（以下「同意」という。）及び認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「認知症対応型共同生活介護事業所等」という。）への入居又は入所（以下「入居等」という。）に関する必要な要件等を定め、指定地域密着型サービス等の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針における用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(所在地市町村長の同意に係る手続及び要件)

第3条 指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業（以下「指定地域密着型サービス等」という。）を行う事業所のうち市外に所在するもの（以下「市外事業所」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「利用対象者」という。）から利用相談を受けた場合において、法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項本文の指定を市長から受けようとするときは、市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 市が行う介護保険の被保険者（以下「和光市被保険者」という。）であること。

(2) 要介護認定等を受けている、又は受ける予定であること。

2 市長は、前項の申立書の提出があった場合において、次のいずれかの要件を満たすときは、当該申立書に係る市外事業所の所在地の市区町村長（以下「所在地市区町村長」という。）に指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の指定等に係る同意依頼書（様式第2号）を提出するものとする。

(1) 利用対象者が市内の同種の指定地域密着型サービス等が整備されていない又は定員の空きがないこと。

(2) 利用対象者が災害や虐待等の特別な理由により、市外事業所を利用する必要性があること。

(3) 利用対象者が市外事業所を利用する合理的な理由があること。

3 前項に掲げるもののほか、市内の指定地域密着型サービス等の利用について特段の理由がある場合は別途協議を行う。

4 市長は、所在地市区町村長から同意を得た場合には和光市介護保険施行細則第44条の規定に基づき指定を行う。

（他の市区町村の長が市内の地域密着型サービス等事業所を指定する場合の同意に係る手続及び要件）

第4条 他の市区町村の長（以下「他市区町村長」という。）は市内に所在する指定地域密着型サービス等を行う事業所（以下「市内事業所」という。）の指定に係る同意を求めようとするときは、同意を依頼する旨の書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次項以降の要件を満たす場合、前項の依頼に対し同意するものとし、その旨を指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定の同意依頼に係る回答書（様式第3号）により当該依頼に係る他市区町村長に通知する。

3 認知症対応型共同生活介護事業所等に関する同意の要件は次の各号に掲げるとおりとする

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所等は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 開設から1年を経過していること。

(イ) 被保険者からの入居の希望者（以下「入居等希望者」）がなく、入居等を申請している既存の待機者がいないこと。

(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所等への入居等希望者を含め、和光市被保険者でない者の割合が定員の5割を超えないこと。

(エ) 入居等希望者の受け入れ後に定員の空きが1名以上あること。

(2) 入居等希望者は次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 現在居住する市区町村において同種の指定地域密着型サービス等が整備されていない又は定員の空きがないこと。

(イ) 入居等希望者が災害や虐待等の特別な理由により、市内事業所を利用する必要性があること。

(ウ) 入居等希望者が市内事業所を利用する合理的な理由があること。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等」という。）に関する同意の要件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）を含めて和光市被保険者でない利用者（和光市内の住所地特例対象施設に入所しており、他の市区町村の被保険者となっている者を除く。）の割合が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は認知症対応型通所介護にあつては契約者数、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護にあつては登録定員の5割を超えないこと。

(イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護については現在の契約者数、サービスの利用状況等を勘案し、利用希望者の受け入れ後に更に1名以上へのサービス提供が可能と認められること。

(ウ) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については利用希望者の受け入れ後に登録定員の空きが1名以上あること。

(2) 利用希望者は次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 現在居住する市区町村において同種の指定地域密着型サービス等が整備されていない又は定員の空きがないこと。

(イ) 利用希望者が災害や虐待等の特別な理由により災害や虐待等の特別な理由によ

り、市内事業所を利用する必要性がある、こと。

(ウ) 入居等希望者が市内事業所を利用する合理的な理由があること。

5 地域密着型通所介護に関する同意要件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要支援である利用を希望する者に介護予防通所介護を提供していた事業所の場合、次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 地域密着型通所介護事業所の要件

要支援の認定を受けていた利用希望者が認定更新申請又は区分変更申請に伴い、要介護に認定が変更となった場合で、更新申請又は区分変更申請前に介護予防通所介護又は第一号通所事業のサービスを提供していた事業所であること。

(イ) 地域密着型通所介護事業所の利用を希望する者の要件

認定更新又は区分変更後も利用希望者又はその家族が該当事業所の利用を希望し、かつ、継続して当該事業所の利用が必要と介護支援専門員が判断していること。

(2) 前号の事業所に該当しない事業所の場合、次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 地域密着型通所介護事業所は次の要件をすべて満たすこと。

① 地域密着型通所介護事業所の利用を希望する者を含めて和光市被保険者でない利用者（和光市内の住所地特例施設に入所しており、他の市区町村の被保険者となっている者を除く。）の割合が、契約者数の5割を超えないこと。

② 現在の契約者数、サービスの利用状況等を勘案し、地域密着型通所介護事業所の利用を希望する者の受け入れ後に更に1名以上へのサービス提供が可能と認められること。

(イ) 地域密着型通所介護事業所の利用を希望する者は次のいずれかの要件を満たすこと。

① 現在居住する市区町村において同種の指定地域密着型サービス等が整備されていない又は定員の空きがないこと。

② 地域密着型通所介護事業所の利用を希望する者が災害や虐待等の特別な理由により、市内事業所を利用する必要性があること。

③ 入居等希望者が市内事業所を利用する合理的な理由があること。

6 前3項に掲げるもののほか、市内の指定地域密着型サービス等の利用について特段の理由がある場合は別途協議を行う。

7 第2項の規定による同意は利用者ごとに行うものとする。

（認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者の要件）

第5条 認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者（以下「入居等申請者」という。）は、市へ転入をした日から1月以上の期間を経過した者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入居等申請者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い市に転入した者は、転入をした日からの経過期間にかかわらず、入居等申請者が入居等をしようとする事業所が次のいずれかに該当している旨を記載した書面を市へ提出した場合は、認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請することができる。

(1) 入居等を申請している待機者（次号において「待機者」という。）がいないこと。

(2) 入居等申請者よりも入居等の必要性の高い待機者がいないこと。

- 3 和光市から転出した後も住所地特例により和光市被保険者となっている者が、市内に所在する認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「市へ転入をした日」とあるのは「和光市における被保険者資格取得した日」とする。

(例外措置)

第6条 指定地域密着型サービス等の利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、前条までの規定によらず個別に判断を行う。

- 2 前項の場合において、市へ転入をした日から1月未満である者が認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する場合は、開設から1年を経過している事業所のうち、前条第2項各号のいずれかに該当する事業所への入居等の申請に限るものとし、かつ、前条第2項各号のいずれかに該当する旨を記載した書面を市へ提出しなければならない。

令和4年4月1日策定

令和6年6月1日改正

(様式第 1 号 第 3 条関係)

年 月 日

和光市長

市外事業所 所在地
名称
管理者氏名

市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書

和光市が行う介護保険の被保険者から利用希望がありましたので、和光市指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定に係る同意の基本方針第 3 条第 1 項に基づき、次のとおり申し立てます。

事業所	介護保険事業所番号	
	名称	
	所在地	
	サービス種別	
利用対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	
	介護保険被保険者番号	
	要介護状態区分	
ケアマネジャー	担当ケアマネの有無	
	居宅介護支援事業所 (地域包括支援センター)	
	担当者	
	連絡先電話番号	
他市担当者	部 課 等 名	
	担当者名	
	連絡先電話番号	

	内 諾 の 有 無	
	利用開始希望日	
相談内容・経緯等		

(様式第 2 号 第 3 条関係)

第 号
年 月 日

(他の市区町村の長) 様

和光市長

指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の指定等に係る同意依頼書

次の事業所について、和光市が行う介護保険の被保険者から利用希望がありましたので、次のとおり同意を求めます。

記

事業所 利用対象者	別添「市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書（様式第 1 項）」のとおり
根拠規定	別添「和光市指定地域密着型サービス等を行う事業所の指定に係る同意の基本方針」
依頼の内容	指定地域密着型サービス等の指定に係る同意
依頼の経緯	

(様式第 3 号 第 4 条関係)

第 号
年 月 日

(他の市区町村の長) 様

和光市長

指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の指定等の同意依頼に係る回答書

年 月 日付 第 号で依頼のあった指定地域密着型サービス等を行う市外事業所の指定等の同意について、次のとおり決定したので通知します。

記

同意の可否 (該当に○印)		同意する ・ 同意しない
事業所	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
	介護保険事業所番号	
利用者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	
	介護保険被保険者番号	
利 用 開 始 日		年 月 日
同 意 の 条 件		